

## 『福祉系科目対策講座 演習編 社会福祉学 訂正表』(KL19004) 訂正表

2023年05月10日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 18	選択肢4の2行目	誤 旧生活保護法	2023/03/30
		正 <b>生活保護法</b>	
P. 28	選択肢Aの1行目	誤 社会福祉法人は、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならないとされている。	2023/05/10
		正 社会福祉法人は、役員として理事 <u>6</u> 人以上及び監事 <u>2</u> 人以上を置かなければならないとされている。	
P. 121	選択肢Dの3行目	誤 障害であり、薬物療法は確立されていない。  * 正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」	2022/10/06
		正 障害であり、薬物療法は確立されていない。  <u>1. A</u> <u>2. A, B</u> <u>3. A, C</u> <u>4. B, C</u> <u>5. C, D</u>  * 正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」	
P. 167	2行目	誤 第二次世界大戦後は社会福祉と改称され、	2020/03/31
		正 第二次世界大戦後は社会福祉 <b>事業法</b> と改称され、	
P. 168	選択肢Aの1行目	誤 社会福祉法人は、役員として理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならないとされている（社会福祉法36条1項）。また、社会福祉法人と理事との利益が相反する事項について理事は代理権を有しないこと（同法39条の4）、監事は理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならないこととされている（同法40条）。	2023/05/10
		正 社会福祉法人は、役員として理事 <u>6</u> 人以上及び監事 <u>2</u> 人以上を置かなければならないとされている（社会福祉法44条3項）また、 <b>特別な利害関係を有する理事は議決権を有しないこと（同法45条の14第5項）</b> 、監事は理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねてはならないこととされている（同法40条2項及び44条2項）。	
P. 177	3行目	誤 （老人福祉法および身体障害者福祉法）に基づく	2021/04/09
		正 <b>（知的障害者福祉法）</b> に基づく	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 185	選択肢3の1行目	誤 国に障害者基本計画策定を義務付け、地方公共団体に障害者計画策定の努力義務規定を設けている	2020/11/16
		正 国に障害者基本計画策定を、地方公共団体に障害者計画策定を義務づけている	
P. 227	選択肢5の4行目	誤 育成医療は、障害のある児童等に公費で医療給付を行う、障害者総合支援法に基づく制度である。	2023/05/10
		正 育成医療は、障害のある児童等に公費で医療給付を行う、 <u>児童福祉法</u> に基づく制度である。	
P. 192	選択肢2	誤 特別障害者手当とは、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にしている手当である。したがって、精神障害者は特別障害者手当を受給することができるので、本肢記述は誤りである。	2022/11/04
		正 <u>障害者基礎年金は、障害認定基準に該当すれば、知的障害及び精神障害も給付事由となることから、本肢記述は誤りである。</u> また、特別障害者手当とは、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的にしている手当である。したがって、 <u>障害者基礎年金の給付とは関係はない。</u>	
P. 192	選択肢5の2行目	誤 高齢者再就職給付金はないので、	2020/11/16
		正 <u>傷病給付金</u> はないので、	
P. 227	選択肢5の4行目	誤 育成医療は、障害のある児童等に公費で医療給付を行う、障害者総合支援法に基づく制度である。	2022/10/06
		正 育成医療は、障害のある児童等に公費で医療給付を行う、 <u>児童福祉法</u> に基づく制度である。	
P. 234	選択肢5	誤 居住地を有する知的障害者については、その地域を管轄する福祉事務所を設置する都道府県または市町村が援護を行う。居住地を有しないか明らかでない者については、その現在地の都道府県が行う。	2021/03/25
		正 居住地を有する知的障害者については、 <u>その知的障害者の居住地の市町村</u> が援護を行う。居住地を有しないか明らかでない者については、その現在地の <u>市町村</u> が行う。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。